

令和元年度
居宅介護支援事業 集団指導

～昨年度の実地指導から～
課題の共有と
質の向上へ向けた確認

南アルプス市役所 介護福祉課



今年度の集団指導の目的・ポイント

昨年度の実地指導の結果を踏まえ、

- 指導内容から、居宅介護支援に係る共通課題について共有。
- これまでの業務を振り返り、改善すべきことを整理する。

**それぞれの事業所における業務を振り返り、
質の向上に繋げるためのきっかけとする！**

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

【根拠法令等】

介護保険法

基準省令

平成11年3月31日厚生省令第38号

解釈通知

平成11年7月29日老企第22号

南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成30年3月8日制定 同4月1日施行

介護保険法第1章 総則(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条の2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない

介護支援専門員の義務等(法69条)

●介護支援専門員の義務

(介護保険法第69条の34)

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は、地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

●名義貸しの禁止(法第69条の35)

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のために使用させてはならない。

●信用失墜行為の禁止(法第69条の36)

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

●秘密保持義務(法第69条の37)

介護支援専門員は、正当な理由なしにその業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

基本方針（基準条例第3条）

- 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならない。
- 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

法令遵守（定められた法に従うことが原則）

●居宅介護支援の実施にあたり、「法令遵守」

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして指定を受けた事業所・施設が提供する。事業所・施設は、要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し、要介護者・要支援者のために忠実に職務を執行しなければならない。

基準には、サービス提供の前提となる**人員基準・設備（施設）基準**とサービス提供の実際についての**運営基準**がある。

これらの基準は、国が厚生労働省令で定めたものと、指定権者が条例で定めたものがあり、国の基準が項目ごとに①従うべきもの、②標準とするもの、③参酌するものに分けられ、これらに応じて各地の条例が定められている。

法令遵守（定められた法に従うことが原則）

● サービス事業者・施設に関する国の基準と条例で定める基準の関係

指定居宅サービス、指定介護予防サービス（基準該当、基準該当介護予防）

(1)厚生労働省で定める基準(国の基準)に従い定める項目	①従業者に係る基準および当該従業者の員数 ②居室、療養室および病室の床面積(短期入所) 「専用の部屋」の基準(療養通所、通所リハビリ) ③人権に直結する運営基準等
(2)国の基準を標準として定める項目	利用定員(療養通所、短期入所生活介護/介護予防を含む)

※すべてのサービスについて、上記(1)(2)以外は、「国の基準を参酌して定める項目」となる

「参酌すべき基準」地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

◎人権に直結する運営基準等 運営に関する事項のうち、利用者・入所者等のサービス適切な利用、適切な処置及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

「内容及び手続の説明と同意」「提供拒否の禁止等」「身体的拘束等の禁止等」「秘密保持等」

指導監査による事業の適正な実施の確保

介護サービス事業の適正な実施を確保するために、都道府県等は事業所・施設に指導監査を行う。

●サービスの質の確保・向上を図る「指導」

指導は、利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に、精度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として実施される。

集団指導	適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の中で、制度の周知・理解を図るとともに、報酬請求に係る過誤や不正を防止するため講習会等の方法で行う。
実地指導	「実地指導マニュアル」等を活用し、サービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者の取組みに対して、実地での援助的指導を行う。

●必要に応じて指定基準違反・不正請求に対応する「監査」

監査は、利用者からの相談・苦情にもとづく情報等により、事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認と行政上の措置が必要である場合に実施される。都道府県・市町村は事業者に、報告や帳簿書類の提出を命じ、出頭をもとめ、関係者に質問し、または事業所に立入り実地検査を行う。その結果、軽微な改善事項は通知されますが、指定基準違反等が認められる場合には、次の行政上の措置が行われる。

①勧告	事業者に期限を定めて基準の遵守を勧告し、従わなかった場合はその旨を公表できます(事業者は期限内に報告を行う必要がある)
②命令	事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合は、期限を定めて措置をとるべきことを命令でき、その旨を公示する。(事業者は期限内に報告を行う必要がある)
③指定の取消等	指定基準違反等の内容等が、介護保険法で定める事項に該当する場合は、指定を取り消し、または期間を定めて指定の効力の全部または一部を停止することができ、その旨を公示する。

指導監査による事業の適正な実施の確保

「南アルプス市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、主に本市が指定する介護保険サービス事業者を対象に実施する。

◆要綱の根拠法令 介護保険法第23条、第76条他

◆指導及び監査の目的(第3条)

サービス事業者等に行う介護給付、予防給付及び第1号支給費に係る介護保険サービスの内容並びに介護給付等に係る費用の請求等に関し、法令及び通達等に対す適合状況等について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び利用者の保護並びに介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

指導監査による事業の適正な実施の確保

◆指導及び監査の基本方針(第4条、第5条)

指導は、介護給付等対象サービスの利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第12条から第14条までに規定する勧告、命令又は指定の取消しに該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求等について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を講じることを方針とする。

※第12条「勧告等」 第13条「命令等」 第14条「指定の取消等」

指導監査による事業の適正な実施の確保

◆具体的な実施方法等

◎集団指導

＊実施頻度：概ね、年1回 ※ただし、必要に応じこの限りではない。

＊実施方法：講習会形式による、周知啓発。

◎実地指導

＊実施頻度：概ね、指定期間内に2回(3年毎)

※ただし、当該事業所の指導実施状況、改善状況等によりこの限りではない。

＊実施方法：対象事業所を訪問、関係帳票の確認及び聞取り。

＊実施時間：概ね半日程度(2～4時間)

※事業所の規模、実施年度の情勢等により、事業所毎の相違あり。

平成30年度 実地指導の状況



平成30年度の実地指導実施状況（対象事業所）

◆実施期間

平成30年5月25日～平成31年3月20日

◆実施事業所数

居宅介護支援	11事業所
地域密着型通所介護	13事業所
認知症対応型共同生活介護	3事業所
地域密着型介護老人福祉施設	1事業所

◆法人格

社会福祉法人	3法人
医療法人(社団)	1法人
特定非営利活動法人	3法人
営利法人	16法人

平成30年度の実地指導実施状況（確認・指導項目）

◆管理・運営に関する事項

労務管理 人員配置 設備 帳票類の管理
重要事項の説明・掲示 業務管理 守秘義務
資質向上 苦情処理 etc

◆介護報酬に関する事項

居宅介護支援費 加算算定要件

◆処遇に関する事項

指定居宅介護支援の具体的取扱い(ケアマネジメントプロセス)

【根拠法令】

介護保険法第23条

南アルプス市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成30年度の実地指導実施状況（具体的な指導）

◆運営に関する事項

《重要事項の掲示について》

- ・事務所内に掲示されていない。
- ・掲示せず、必要に応じて来訪者等に示す方法を用いている。

《家族の同意欄について》

- ・契約書等について、家族の同意欄が設けられていない。
- ・個人情報同意書について、家族の同意欄が設けられていない。

《帳票類の保管について》

- ・アセスメント実施内容について、誤ってデータ上書にて消去。
- ・PCから出力せず、個別ファイルに綴られていない。

《秘密保持について》

- ・個人情報の取扱いに際し、家族の同意欄が設けられていない。
- ・本人代理人と家族の立場が混同。

《業務プロセスの管理について》

- ・ケアマネジメントプロセスに関する点検について、全ての利用者に実施されていない。

平成30年度の実地指導実施状況（具体的な指導）

◆運営に関する事項

《管理者業務について》

- ・給付管理件数が35件超過しており、管理者業務に著しい支障。
- ・他業務との兼務にも係わらず、勤務形態が不明瞭。

《研修受講について》

- ・研修受講に関する記録が殆ど整備されていない。

《その他》

- ・担当件数が35件を超過していた。
- ・「介護報酬の解釈」を置いていない事業所が散見。

●指導した項目はそれほど多くはないが、

・管理者が多忙故、管理業務に支障を生じている。

・同意の手続き ・個人情報取り扱い ・省令の理解、把握への姿勢

これらについて課題であると見受けられた。

平成30年度の実地指導実施状況（具体的な指導）

◆介護報酬に関する事項

《居宅介護支援費の減算、返還について》

・居宅サービス計画変更における、プロセスの未実施。

アセスメント サービス担当者会議 計画書の交付

《退院退所加算(Ⅰ)イについて》

・カンファレンスで情報を得た上で居宅サービス計画を作成、必要なサービス利用調整を図る、という算定要件に合わず。

《算定可能にも係らず、算定していない》

・入院時情報連携加算等、算定可能であるにも係わらず請求していない。

《個別機能訓練加算の算定について》

・加算Ⅰ及び加算Ⅱを同時に算定している事例について、根拠が不明瞭。特に加算Ⅱに関し、生活機能向上について具体的なことが位置付けられておらず、その後の展開に結びついていない。

◆介護報酬に関する事項

- 加算算定について、算定要件をしっかり押さえることが必要。
 - ・特に個別機能訓練加算に関し、加算ⅠとⅡでは目的が違う！
 - ・単なる「機能訓練が必要」であるとか、事業所からの申し出を受けるのではなく、十分なアセスメントによる将来の見通しに基づき、必要な手段として位置付けることが大切。
 - ・算定要件を満たしている加算は、しっかり請求する！（実績）
 - ・減算要件を把握し、返還が生じない様、細心の注意を払うこと！

他人事ではない！

**制度の理解、意識の欠落によって不適切な対応と
なってしまう！**

平成30年度の実地指導実施状況（具体的な指導）

◆ 処遇に関する事項

《居宅サービス計画作成のプロセスについて》

* アセスメントに関して

- ・アセスメントを行わずに居宅サービス計画作成していた。
- ・課題分析の結果に関する記録がなく、居宅サービス計画作成に繋げる為の根拠が不明瞭。
- ・利用者の状態(ADL等)に関する記載のみ。

* 居宅サービス計画の変更に関して

- ・サービス内容の変更に際し、家族からの申し出のみで変更。
※「軽微な変更」に該当する案件ではないと考えられる・・・

* 居宅サービス計画書の交付に関して

- ・利用者及びサービス事業者等へ交付したことが記録から確認出来ない。
- ・計画変更後、暫く時間が経過してから交付されていた。

平成30年度の実地指導実施状況（具体的な指導）

◆ 処遇に関する事項

《居宅サービス計画作成のプロセスについて》

* ニーズと目標の整合性に関して

- ・ 自立を高める為の課題に対し、自立を促す内容となっていない。
ニーズ・目標⇒「家事の自立性を高める」
サービス内容⇒「サービスを受ける」

* 個別援助計画との整合性に関して

- ・ 個別計画の提出を求めている事例が散見。居宅サービス計画との整合性が図られていない。

* 帳票類の作成に関して

- ・ 日付の入力誤り。
- ・ アセスメント実施日と計画作成日が不整合である。

◆ 処遇に関する事項

● アセスメントが肝心！

運営基準を理解し、最低限必要なことは滞り実施することが肝心であるのだが・・・

- ・アセスメントにより、「利用者の将来の見立て」を十分に行う。

特にサービスを受けることにより、生活が改善するかどうか、の見立ては重要！

- ・利用者の意向との「擦り合わせ」による、「生活課題」の確定。
- ・生活課題を解決する為の、具体的な「生活目標」が必要。
- ・「生活目標」達成に相応しい社会資源の活用。
- ・計画達成に必要な意思疎通

基準条例第15条（基準第13条）は、プロセスを丁寧に実施する為の必要な項目であることを理解！

平成30年度の実地指導実施から（総括）

◆全体的な印象

他のサービス類型と比較すると、指摘事項（含是正事項）は少ないことと見受けられた。

ただし、一部に介護報酬返還を求めた事業所もあり、基準条例（運営基準）の遵守に対する認識が低いことと受け止められる。

ケアマネジメントプロセスについて、多忙であるが故、記載漏れや記載誤りが目立つ他、加算算定要件の理解不足、個別援助計画の未確認等、質の確保に向け日々の業務において改善すべき点が散見されている。

居宅介護支援の運営基準、具体的取扱方針等、業務の根幹となる法令について、今一度事業所内で確認を行ない、法令遵守に基づく業務による質の確保を図って頂きたい。

事例による共有（１）

◆「アセスメントを実施せず、居宅サービス計画を作成していた。」

◎南アルプス市基準条例

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条(6)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

※基準省令第13条(6)

同条(7)

介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第13号並びに第31条第2項第2号イにおいて「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

事例による共有（1）

◆「アセスメントを実施せず、居宅サービス計画を作成していた。」

この事例に対する解釈

アセスメントを実施していないことに対し、基準条例違反であるが、介護報酬の減算対象ではない。

しかし、「利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。」このことの目的はアセスメントであり、アセスメントを実施していないということは、そもそも基準条例第15条(7)に従っていないことと解釈される。即ち、アセスメント目的の訪問、面談を実施したこととはみなされず、介護報酬の減算対象として取扱わなければならない。

また、同31条第2項第2号において、「利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。」とされ、【アセスメント結果の記録】が位置付けられていることから、このことに対する基準条例違反ということにもなってしまう。

事例による共有（１）

◆「アセスメントを実施せず、居宅サービス計画を作成していた。」

◎参考法令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(基準第13条の6) ⑥課題分析の実施

居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。

課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであるが、この課題分析の方法については、別途通知するところによるものである。

※介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(3巻参照)

事例による共有（２）

◆「アセスメントの記録を拝見したところ、様式には利用者に関する情報が記載されているのみ」

◎南アルプス市基準条例

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条(6)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

※基準省令第13条(6)

アセスメント(課題分析)の目的は「解決すべき課題の把握」である。よって、利用者に関する情報収集とその内容の記録だけではアセスメントを実施したとは言えない。従って基準条例違反と言わざるを得ない。

介護支援専門員としての専門性に係る部分であり、「アセスメント」の意味をしっかりと理解した上、必要な内容を記録して頂きたい。

事例による共有（3）

◆「研修受講状況を確認したが、記録が殆ど整備されていない」

◎南アルプス市基準条例

（勤務体制の確保）

第21条第3項

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（記録の整備）

第31条

指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

より適切な指定居宅介護支援を行うために、介護支援専門員の研修の重要性について規定したものである。研修受講は当然のことである他、その記録についても従業者に関する諸記録であることから、整備しておかなければならず、結果として基準条例違反であると捉えなければならない。

事例による共有（４）

- ◆「管理者の給付管理件数が35件を超過しており、
管理者業務に著しい支障を生じている。」

◎南アルプス市基準条例

（介護支援専門員の員数）

第4条第2項

前項に規定する（介護支援専門員）員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条第3項

第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

事例による共有（４）

- ◆「管理者の給付管理件数が35件を超過しており、
管理者業務に著しい支障を生じている。」

この事例に関する解釈

【専ら】とは、「ある一つの事を主とするありさま」という意味である。

従って、専ら管理者業務に専念する常勤の者でなければならないことから、前述に限り兼務が認められているが、本来成すべき管理者業務に支障のない様、業務内容や兼務している業務との比重を考える他、利用者から利用申込等に対応できる体制(他の従業者等を通じ)を構築しておかなければならない。

また、1人事業所についても同様であり、併設事業所の従業者等による協力体制、或いは単独事業所であれば、居宅介護支援の担当件数を調整する等、基準条例の遵守且つ自らの業務負担軽減に努めて頂くことが必要である。

なお、給付管理件数について、報酬算定に関する基準において介護支援専門員の員数1に対し、40件以下であれば居宅介護支援費Ⅰの算定要件を満たしていることになるが、基準条例では35件であることをしっかり認識し、管理者業務の遂行に必要な体制は何か、きちんと考えることが必要。

事例による共有（5）

◆「個人情報の取扱いに際し、家族の同意欄を設けていない」

◎南アルプス市基準条例

（秘密保持）

第25条第3項

指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

指定居宅介護支援の実施にあたり、当該利用者の家族に関する個人情報を扱うことは当然である。従って、利用者のみならずその家族の同意について、あらかじめ文書で得ておくことが必要となる。

利用者本人の同意に際し、代理人として家族が文書に記載することがあり、それを以て家族の同意を得たことと捉えているケースが散見されるが、あくまで個人情報を取扱う当該家族に対し、同意を得ておかなければならない。

事例による共有（6）

◆「居宅サービス変更の際、一連の手順を経ず変更した。」

◎南アルプス市基準条例

（指定居宅介護支援の具体的取扱い方針）

第15条第6項、同第7項、同第8項、同第9項、同10項及び第11項

◎指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

（注2）

(2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。（以下、抜粋）

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
※下線部は「アセスメント」にあたっての訪問。
- ② サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合。

事例による共有（6）

◆「居宅サービス変更の際、一連の手順を経ず変更した。」

この事例に対する解釈

報酬の算定基準の解釈にあるとおり、適正なサービスの提供を確保するための基準であり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする、とされている。

従って、この事例に対する適切な居宅介護支援は、

- ・アセスメント目的にて、利用者宅を訪問し利用者本人、その家族に面接
- ・アセスメントに基づく居宅サービス計画原案の作成
- ・サービス担当者会議の開催
- ・居宅サービス計画原案の説明、文書による利用者の同意を得た上、居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付

というプロセスを実施しなければ、減算対象となる。

※下線部は報酬算定基準の解釈における減算項目に該当

ただし、「軽微な変更」「やむを得ない事情」による担当者会議の未開催についてはこの限りではないが、あくまで関係法令に示された内容に基づく判断によるので、十分な検討を行い、記録に残しておくこと。

事例による共有（7）

◆「個別機能訓練加算の算定について

加算Ⅰ・加算Ⅱを同時に算定しているが・・・」

◎指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(注11)個別機能訓練加算について

- ⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

◎関連する法令

南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第7章 地域密着型通所介護

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10第2項

地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

事例による共有（7）

◆「個別機能訓練加算の算定について 加算Ⅰ・加算Ⅱを同時に算定しているが・・・」

この事例に対する解釈

実際に算定している事例について、加算Ⅰ・加算Ⅱそれぞれの目的の違いによる位置付けが不明瞭である他、単に「機能訓練」や「生活機能の向上」等、利用者の特性に応じた個別性が見えない、具体性を欠く内容による位置付けが見受けられている。また、加算算定にあたり、事業所側から算定を促され、アセスメントも行なわず、その必要性や効果も検討しないまま、言われたとおり算定している実態も否認ない。本加算の算定にあたり、当該通所介護事業所との協働に負うところは大きいですが、あくまで居宅サービス計画に基づき、通所介護計画に位置付け、個別機能訓練計画にて展開、実行したことに対する加算であると解釈するものである。

本市基準条例第15条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)に基づく、一連のプロセスを経て、加算の目的、見込みうる効果による将来の生活を見立てた上、具体的且つ事業所お任せとならない様、主体的な協働による算定となる様、十分に留意すること。

事例による共有（8）

◆「サービス事業所へ個別サービス計画の提出を求めている」

◎南アルプス市基準条例

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条第12項

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第58号）に規定する訪問介護計画その他の計画の提出を求めるものとする。

上記の「訪問介護計画その他の計画」とは、サービス提供事業者が作成する個別サービス計画を指している。「～提出を求めるものとする。」と記載されていることから、あくまで努力義務の範囲ではあるが、居宅サービス計画の内容がきちんと展開されているか否か、整合性が図られているか否か、介護支援専門員自らが確認し、モニタリング・評価に活かす為にも、位置付けたサービス提供事業者に対し、個別サービス計画の提出を求めることが必要と思われる。

事例による共有（8）

◆「サービス事業所へ個別サービス計画の提出を求めている」

◎関係法令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉第3条の24の12 解釈通知⑫

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十二号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

上記について、他のサービス類型の基準条例に準用されている。サービス提供事業者側も努力義務ではあるが、お互いの計画が連動し、利用者の生活へ効果的な影響を及ぼす為にも、介護支援専門員から提出を求めて頂きたい。

※現実には、求めていることから、個別サービス計画がどの様に展開しているか把握されていないケースも散見されている。

事例による共有（9）

◆「医療系サービスを位置付ける際、主治医へ意見を求めずに居宅サービス計画を作成した。」

◎南アルプス市基準条例

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条第19項

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合、主治の医師等がその必要性を認めた場合に限られる。よって主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。なお、このことについて「主治医の意見書」を確認すれば良い、ということではないので、十分に留意すること。

また、主治の医師等へ確認する内容について、単に当該主治医の発言等を記録し、それを以て意見を求めたこととするのではなく、居宅サービス計画へ位置付けるにあたり、必要な事項を伝える等、介護支援専門員として意図的なアプローチを行うことが重要である。

事例による共有（9）

◆「サービス事業所へ個別サービス計画の提出を求めている」

◎関係法令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の解釈通知
(第13条の19 同19の2 同20) ※抜粋

訪問看護等については、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」)等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。(中略) ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあって、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。

事例による共有（10）

◆「通所介護のサービス提供における、外出の取扱いについて」

◎関係法令

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について「第3 地域密着型サービス」の「二の二 地域密着型通所介護」

第26条に係る解釈通知(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針)

④ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービス提供をすることができるものであること。

イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

上記により、事業所内でのサービス提供が原則である。実情として多くの通所介護事業所において、季節の行事(お花見等)や、レクリエーション的な外出(食事、史跡の見学等)が実施されているが、単にお楽しみ的な目的による外出は適正な給付とは言えず、サービス提供時間から除外することが適当と考えられる。

事例による共有（10）

◆「通所介護のサービス提供における、外出の取扱いについて」

この事例に対する解釈

地域密着型通所介護の基準条例における、サービス提供時間における事業所外（外出）を位置付ける際の考え方として、「効果的な機能訓練等のサービスが提供できる」ことを通所介護計画に位置付けたうえ実行することが必要である。

これには、通所介護計画の基となる「居宅サービス計画」に、生活目標達成の手段として機能訓練が必要である旨、位置付けられていることが前提となる。

ただし、機能訓練はあくまでサービス内容であることから、それ自体が目的化しない様、具体的な生活目標に対し、サービス担当者会議等において利用者、家族、通所介護事業者等と十分な話し合いのもと、通所介護計画へ展開していくことが大切である。

なお、この条例は事業所外での活動を否定するものではない。あくまで保険給付の対象としてのサービス提供時間の取扱いを整理したものである。従来の行事的或いはレクリエーション的目的の外出を実施する場合、実際に要した時間をサービス提供時間から除して実施することを妨げるものではない。

結び

「法令遵守」と専門職としての「居宅介護支援」のあり方

- ・基準条例をはじめ、関係省令に対する関心を高めること。
- ・業務上のつまづき、判断の迷い等が生じた場合、先ずは関係省令を確認。
- ・課題等について、事業所内で確認・共有の徹底を図ること。
- ・1人事業所の場合、他事業所或いは主任介護支援専門員と積極的にコミュニケーションを図ることにより、複数の視点で判断・行動する環境を作っておく。

- ・「多忙」であるからこそ、プロセスを重視した業務を意識する。
- ・「アセスメント」は分析結果を明確に！
- ・事業所内或いは多職種協働も含め、複数の視点・見解を活用。
- ・具体的な生活目標～効果的なサービス活用～モニタリング・評価による今後の展開を意識した「居宅サービス計画」作成！
- ・市基準条例第15条(省令基準第13条)は、介護支援専門員の専門性たる根幹を成す項目であり、特に遵守し業務にあたるべき！